

平成 28 年5月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社インテージホールディングス 代表者名 代表取締役社長宮首 賢治 (コード番号 4326 東証第一部) 問合せ先 上席執行役員池谷憲司 電話番号 03-5294-7411(代表)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月17日開催予定の第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

# 1. 変更の理由

(1) 取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実と企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下「改正会社法」といいます)により創設された「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他所要の変更をするものです。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が取締役(業務執行取締役等であるものを除きます)に拡大されたため、規定を変更するものです。 なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

# 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日 平成28年6月17日 平成28年6月17日

# 【別紙】

現行定款 亦

第1章 総 則

第1条~第3条 (条文省略)

#### 第4条(機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を 置く。

- (1) 取締役会
- (2)
   監査役

   (3)
   監査役会
- (4) 会計監査人

第4章 取締役および取締役会

第21条(員数)

当会社の取締役は、20名以内とする。

(新設)

第22条(選任)

(新設)

(新設)

取締役の選任決議は、議決権を行使することのでき る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第23条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時ま でとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第24条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定す

2 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務 取締役各若干名を定めることができる。

第25条(取締役会の招集権者および議長) (条文省略)

2 取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたと きは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(新設)

第1章 総 則

軍

宏

第1条~第3条 (現行どおり)

第4条(機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を

- (1) 取締役会 (削除)
- (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人

第21条(員数)

当会社の監査等委員である取締役以外の取締役(以 下「監査等委員でない取締役」という。)は、10名 以内とする。

第4章 取締役および取締役会

<u>2</u> 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内と する。

第22条(選任)

取締役は、株主総会において選任する。

- 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員で ある取締役と監査等委員でない取締役とを区別してし なければならない。
- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することので <u>-</u>る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第23条(任期)

監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以 内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期 退任した監査等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会開始の時までとする。

第24条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、監査等委員でない 取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取 締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を 定めることができる。

第25条(取締役会の招集権者および議長) (現行どおり)

2 取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたと きは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監 査等委員は、取締役会を招集することができる。

## 現行定款

### 第26条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締 役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を開催することがで きる。

#### 第27条 (取締役会の決議の省略) (条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

# 第28条(取締役の責任免除)

(条文省略)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により 社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠 償責任を限定する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規 定する額とする。

# 第5章 監査役および監査役会

# <u>第29条(員 数)</u>

当会社の監査役は、 4名以内とする。

# 第30条(選 任)

監査役の選任決議は、株主総会で議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

# 第31条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任 された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了

# 第32条(補欠監査役)

- <u>することができる。</u> 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第30条の規 定を準用する
- 3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就 任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、 任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の開始の時までとする。

33条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定

#### 亦 更

第26条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締 役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続き を経ないで取締役会を開催することができる。

# 第27条(取締役会の決議の省略)

(現行どおり)

第28条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の定める ころに従い、取締役会の決議によって、重要な業務 ところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務 執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定 の全部または一部を取締役に委任することができる。

第29条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、 取締役会において定める「取締役会規則」による。

### 第30条(取締役の報酬等)

取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社 から受ける財産上の利益は、監査等委員でない取締役 と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決 議によって定める

# 第31条(取締役の責任免除)

(現行どおり)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により 取締役(同法第2条第15号イに定める業務執行取締 役等であるものを除く。) との間に、任務を怠った とによる損害賠償責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令が規定する額とする。

# 第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

| 現行定款   | 変 更 案   |
|--|---|
| 第34条(監査役会の招集通知)<br>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査<br>役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、<br>この期間を短縮することができる。<br>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを<br>経ないで監査役会を開催することができる。  | (削除)  |
| 第35条(監査役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | (削除)  |
| (新設)   | 第32条(監査等委員会の招集通知)<br>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各<br>監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| (新設)   | 第33条 (常勤の監査等委員)<br>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。   |
| (新設)   | 第34条(監査等委員会規則)<br>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の<br>ほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規<br>則」による。   |
| (新設)   | 第6章 会計監査人   |
| (新設)   | 第35条(会計監査人の選任)<br>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。   |
| (新設)   | 第36条 (会計監査人の報酬等)<br>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会<br>の同意を得て定める。   |
| 第 <u>36</u> 条(会計監査人の責任免除)<br>(条文省略)  | 第 <u>37</u> 条(会計監査人の責任免除)<br>(現行どおり)  |
| 第 <u>6</u> 章 計 算   | 第 <u>7</u> 章 計 算  |
| 第 <u>37</u> 条 (事業年度)<br>(条文省略)   | 第 <u>38</u> 条 (事業年度)<br>(現行どおり)   |
| 第 <u>38</u> 条(剰余金の配当の基準日)<br>(条文省略)  | 第 <u>39</u> 条(剰余金の配当の基準日)<br>(現行どおり)  |
| 第 <u>39</u> 条(中間配当)<br>(条文省略)  | 第 <u>40</u> 条(中間配当)<br>(現行どおり   |
| 第 <u>40</u> 条(配当金の除斥期間)<br>(条文省略)  | 第 <u>41</u> 条(配当金の除斥期間)<br>(現行どおり)  |

| 現行定款 | 変 更 案  |
|------|--|
| (新設) | <u>附 則</u>   |
| (新設) | 第1条(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任<br>免除の経過措置)<br>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<br>平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定<br>時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含<br>む。)の行為に関する同法第423条第1項の損害賠<br>償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によ<br>って免除することができる。 |

以上